

令和5年9月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 令和5年10月6日(金) 開会 午前10時 3分
閉会 午前11時57分

場所 第3委員会室

出席委員 松井弘委員長
小川直志副委員長
渋谷真実子委員、保谷武委員、松澤正委員、永瀬秀樹委員、
齊藤邦明委員、中屋敷慎一委員、野本怜子委員、水村篤弘委員、
権守幸男委員、岡村ゆり子委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]
三須康男総務部長、谷戸典子人財政策局長、大山澄男税務局長、
高橋厚夫契約局長、高窪剛輔人事課長、齊藤浩信職員健康支援課長、
須田茂利文書課長、渡邊和貴学事課長、岩崎正史税務課長、
田中秀幸個人県民税対策課長、平岩亮司管財課長、伊藤佳子統計課長、
関根健総務事務センター所長、中野純子行政監察幹、新井昌行入札課長、
島崎二郎入札審査課長、笠原英之県営競技事務所長

黒澤万里子秘書課長

松井直行営繕課長

芦澤保弘施設課長

唐橋竜一人事委員会事務局長、
西村憲一人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、瀧澤幸子任用審査課長

[県民生活部関係]
島田繁県民生活部長、影沢政司県民スポーツ文化局長、
檜山志のぶ県民共生局長、田辺勝広県民広聴課長、関根良和広報課長、
竹澤幸一共助社会づくり課長、小川美季人権・男女共同参画課長、
今川知浩人権・男女共同参画課共生推進幹、高野正規文化振興課長、
安部里佳国際課長、山口将毅青少年課長、浪江美穂スポーツ振興課長、
田中康博消費生活課長、大久保忠弘防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第91号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)のうち 県民生活部関係	原案可決
第97号	工事請負契約の締結について(23朝霞児童相談所 (仮称)新築工事)	原案可決
第98号	工事請負契約の締結について(越谷警察署庁舎新築工 事)	原案可決
第99号	工事請負契約の締結について(越谷警察署庁舎新築空 調設備工事)	原案可決
第100号	工事請負契約の変更契約の締結について(運転免許本 部高齢者講習施設(仮称)庁舎新築工事)	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第7号	国に「消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制 度)中止の意見書」提出を求める請願書	不採択

報告事項(県民生活部関係)

- ・屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設について

所管事務調査

- ・入札契約制度におけるインフレへの対応について

【付託議案に対する質疑（総務部関係）】

渋谷委員

- 1 第97号議案、第98号議案の工事請負契約の締結について、今回の入札に当たり、ベースとなる入札金額は昨今の物価高騰を踏まえた妥当なものになっているのか。
- 2 第99号議案について、2番手の民間事業者が落札しているが、どのような経緯であったのか。
- 3 技術提案における騒音振動の抑制工夫とは、具体的にどのようなものなのか。

営繕課長

- 1 第97号議案について、直近の令和5年9月の国土交通省建設資材価格動向調査によると、石油がやや上昇、その他の資材は横ばいで、原油価格などの上昇による建築資材価格の高騰は、依然として高止まりが続いている。そのため県では、これらの資材単価や労務費が高騰している状況を適正に積算に反映させるため、定期的な改定、最新の単価の採用などを行って対応している。本工事の積算は、これらの単価を採用しているほか、埼玉県建築工事積算基準など県の基準に基づいて適正に行われている。本工事の入札は、可能な限り実勢価格の反映に努めたことで、一回目の開札で予定価格の範囲内で落札することができたことから、積算額は概ね妥当であったと考えている。

施設課長

- 1 第98号議案についても、毎月更新される単価改定を受けて、積算時に最新の単価を採用するなど、可能な限り実勢価格の反映に努めており、結果も妥当であると考えている。
- 2 この工事では総合評価方式を採用し、工事の品質確保を図るため、価格だけでなく、技術提案や、企業の技術能力、社会貢献度及び担い手確保・育成に関する取組などを総合的に評価している。今回、差が生じた主な箇所については、企業の技術能力に係る優秀工事表彰、担い手確保・育成に関する取組に係るインターンシップ等の受入実績について、当該業者が優れており、差がついたものである。
- 3 本工事においては、周辺に住宅地があり、敷地周辺の生活環境の保全を確保する必要がある。このため、施工時の騒音又は振動を抑制するための工夫を求めた。具体的な提案内容については、企業の知的財産部分に関わるため、詳細については答えられないが、現場で発生する騒音防止の加工に関する工夫、機械を使用する際の工夫、騒音の拡散を低減する工夫があり、具体的な効果が確認できるものを評価した。

野本委員

- 1 第97号議案について、入札過程において資料要求は9者からあったが、入札参加が1者とのことである。積算能力の向上により、利幅の薄い案件には体力のある企業でなければ参加できない状況と考えられる。人手不足、働き方改革等中小企業にとって厳しい状況だが、県としてどう考えているのか。
- 2 第100号議案について、今回、増額された約6,280万円のうち、賃金分と物価上昇分の内訳はどうなっているのか。
- 3 当初の請負契約では、労務賃金はいくらで全体の何割なのか。

- 4 インフレスライド条項の適用による増額請求は受注者から申出があれば何度でもできるとのことだが、申出に対する審査はどのように行っているのか。
- 5 入札予定価格ギリギリで応札し、増額要請が度重なるような事態にはならないのか。

営繕課長

- 1 業界の働き方改革は重要だと考えている。本工事は、県が指定する発注者指定型の建設キャリアアップシステム活用モデル工事ではないが、受注者が自ら同システムを導入する意思があれば受注者宣言型としてキャリアアップシステムの活用は可能なことから、契約後に制度を周知し活用していただくよう進めていく。本工事は、WEBを利用して受発注者間で工事施工中に関する情報を共有する工事情報共有システム、いわゆるASP方式を活用し、工事書類のスリム化を図るなど、業務を効率化することにより現場閉所日の確保に努め、働き方改革に取り組んでいく。入札参加者については、関係課と協議しながら参加者の拡大に努めていく。

施設課長

- 2 今回の変更契約は、予期することのできない特別な事情により、工期内に急激なインフレーションが生じ、請負金額が著しく不相当となったときは、請負金額の変更を請求することができる、インフレスライド条項に基づく増額である。その内訳は、労務費の増加によるものが約24%で約1,500万円、資材の価格高騰によるものが約76%で約4,700万円となっている。資材は、主に鉄筋、金属が約10%の増加、コンクリートについても約8%増加している。これらの合計で約6,280万円の増額となった。
- 3 請負金額のうち、請負業者の賃金の詳細については承知していないが、当初の積算上では約20%を見込んでいる。

入札課長

- 4 設計労務単価や資材価格が改定された場合や、残工期が2か月以上あることなどの要件が必要であり、受発注者協議の上、適用することとなっている。
- 5 変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額が、変動前残工事代金額の100分の1を超えていることなどの条件があるため、過度な請求が行われるとは考えていない。

【付託議案に対する質疑（県民生活部関係）】

保谷委員

- 1 これまでの本県のeスポーツ事業の取組と、令和4年度の実績について伺いたい。
- 2 産業振興、観光振興、青少年の健全育成、健康増進、愛郷心の醸成など様々なものが考えられるが、県として考えるeスポーツを普及した後の最終的な目的は何か。
- 3 本県のeスポーツの認知度はどの程度か。
- 4 日本では、まだeスポーツがスポーツの一部とは認知されていないと思われる。県ではeスポーツについて、どのような認識なのか。
- 5 認知されていないのであれば、県が資源を投入して進めていく意義は何か。
- 6 今回の事業で期待される効果は何か。定量的な目標はあるのか。
- 7 企業版ふるさと納税を行った株式会社サードウェーブは本県とこれまで関係があったのか。

- 8 今回の事業は計画が先あって、寄附が後なのか。それとも先に寄附が決まっていて、その後に事業を検討したのか。

スポーツ振興課長

- 1 eスポーツの取組については、スポーツ振興課がeスポーツの総合窓口として対応してきた。対応する中でニーズが多かったことから、令和4年8月には、県内高校、特別支援学校、市町村職員を対象に、eスポーツの現状説明と情報交換の会をところざわサクラタウンの見学会と併せて実施した。令和4年9月には、埼玉県スポーツフェスティバルの一環として、熊谷ラグビー場にてeスポーツイベントを開催した。このほか、eスポーツと絡めた観光事業やeスポーツ大会の後援を行っている。また、市町村や企業・教育機関からのeスポーツに関する問合せについて、随時対応している。今回は、普及イベントと、トレーニングキャンプがあるが、普及イベントは誰でも参加できるようにしたいと考えており、さいたま市周辺での開催を予定している。プロ選手のエキシビジョンマッチや、ビギナー向け体験会、ステージイベントを通じた交流会などを考えている。キャンプでは高校生を対象に、2泊3日を想定している。宿泊費等は参加者負担で、競技力の向上、戦術性・操作性の向上、産業への理解も深めていく。学校関係者や県内企業の方々の見学も参加を呼び掛けていく。
- 2 公共の利益につながられる、観光振興や地域の活性化などが挙げられる。また、eスポーツは年齢、性別、国籍、場所を問わず誰もが取り組みやすく、機材を工夫すれば障害の壁なども取り払うことができる可能性もある。そういった分野においても、検討していく。
- 3 eスポーツの認知度は、県民のアンケートからは低い状況である。
- 4 県では、5か年計画において、eスポーツも含めた多彩なスポーツ大会、イベントの誘致・開催に取り組むとしている。国においては、eスポーツはスポーツなのかの問いに対しては、明確な答えをしていないが、最近のアジア競技大会においてもeスポーツが公式競技種目になっているなど、eスポーツのメリットをスポーツに生かしていこうという動きが広がっていると認識している。
- 5 今回の補正予算においても、「多彩な可能性を実証する」としている。eスポーツには、地域活性化、観光振興、青少年の育成、民間投資の呼び込みなど様々な可能性があると考えており、まずはそれを実証していく。
- 6 今回は、定量的な目標は設けていない。イベントの規模感だが、普及イベントは100名以上の参加者を想定している。キャンプは25名の募集を予定している。今回の目的は、eスポーツの可能性について、理解を知らしめていくことが目標である。効果については、地域の活性化や観光振興、若者への訴求力、認知症予防や民間投資の呼び込みなど可能性があることから、公共の利益につながられるものがないか検証して、答えを見出していく。
- 7 これまでは、株式会社サードウェーブと県とは関係がなかった。昨年度の熊谷eスポーツイベントを知って、寄附を考えたと同っている。
- 8 元々計画があったものである。県の5か年計画で定める多彩なスポーツ大会、イベントの例示として、eスポーツも含まれていることから、昨年度からスモールスタートで始めた。今年度については、民間事業者との役割分担や、どの分野にどの種目でeスポーツを生かすべきか検討し、企画を進めていこうとしていたところ、寄附の申出があった。

保谷委員

- 1 あるスポーツを普及しようとしたら、エリート層の育成だけでなくファン層の育成も重要だと思う。今回の事業は、エリート層の育成につながると思うが、ファン層の拡大にはつながらないのではないのか。
- 2 現在もテレビゲームやeスポーツから子供たちを遠ざけようという雰囲気依然在としてあるように思われる。本気でeスポーツを普及させようとするのであれば、そういった世の中の雰囲気というのも変えていかなくてはならないのではないのか。

スポーツ振興課長

- 1 今回プロの選手を呼んでエキシビジョンマッチを見せることにより、eスポーツのプロ選手の技術などを見てもらい、身近に感じてもらいたい。eスポーツプレイヤーになりたいと思う子供たちがいる中で、プロ選手を見てもらうことにより、eスポーツのファンの獲得、裾野拡大、理解促進につながると考えている。また、イベントでは、初めてゲーミングPCに触る方々にも気軽に取り組んでもらうようにしていきたい。情報発信をして多くの方に参加してもらうとともに、当日の様子を動画配信するなどし、会場に来られない方も含め、普及に努めていく。
- 2 eスポーツがスポーツかどうかの結論が出ておらず、またeスポーツについて否定的な意見がある。県が進める意義は何かについて、スポーツ基本法では、スポーツは身体的活動と定められていることから、eスポーツが狭義のスポーツに該当するかは議論が分かれているところだと思う。しかし、今、アジア競技大会では、囲碁などはマインドスポーツとされ、頭を使うこともスポーツと表現している。今回の事業を通じて、eスポーツに対する理解を深めていく。

渋谷委員

幅広い年齢層、障害のある方、引きこもりの方、ゲームやネット、プログラミングに強い方など、様々な層が今回の事業に参加することができる。県民皆様が心身ともに健康で元気に暮らすため、県として、今後この事業をどのように生かしていくのか。

スポーツ振興課長

今回のモデル事業をきっかけにどのようなところが公共の利益、県民のサービスにつながるのか検証していく。

岡村委員

- 1 今回の事業ではeスポーツの普及・裾野拡大に向けたイベント、キャンプなどを行うとのことだが、参加費が無料のもの、負担があるものがあると聞いている。事業費の内訳はどうなっているのか。
- 2 キャンプについては、埼玉県勢の活躍を目指すということだが、25名の募集について、参加する高校生は埼玉県内に限定するなどの制限を行うのか。県内の高校で、部活があるところもいくつかあると聞いているが、25名となるとどう選抜するのか。

スポーツ振興課長

- 1 普及イベントは、約600万円、内容は、プロeスポーツプレイヤー、ストリーマー、実況解説、運営スタッフなどの人件費、ゲーミングPCなどの機材費である。キャンプについては約500万円、指導するチーム、コーチ、選手や運営スタッフなどの人件費、

機材費である。

- 2 県内外に募集をかける予定である。企業版ふるさと納税のスキームにより、地方創生に資することが必要とされることから、少しでも、県内への入込人口を増やすためである。選抜方法については、応募多数の場合、県内の高校生を優先することを検討する一方、厳正な基準で判断したい。多くの応募を呼び込めるよう、まずはPRに努めていく。

岡村委員

企業版ふるさと納税の趣旨は分かるが、できるだけ埼玉県内の高校生が参加できればと考えている。また、全国から参加があった場合、地域によりeスポーツのレベルに差があるのではないかと。滋賀県では、1校の強化では限界があるので、他校と連携して合宿を行っているところもある。子供たちに参加してもらい満足してもらって、さらにその子供たちからeスポーツを発信してもらいたいが、そのためには講師の選定が重要である。他県でもふるさと納税を納め、自治体と一緒に取り組んでいる株式会社サードウェーブであれば知見があると思うが、講師の選定に際して、同社に紹介してもらおうなど検討はしているのか。

スポーツ振興課長

今回の二つの事業については、公募で受託事業者を選定する予定である。株式会社サードウェーブも候補にはなるが、県内でもeスポーツ事業者は多くいることから、チャンスを広げ、eスポーツのネットワークを広げていく。

野本委員

スポーツとしての面が強くなるほど、通信環境が重要だと考えるが、5Gやデバイス、コントローラーなどの環境整備は今後どのように進めていくのか。

スポーツ振興課長

今回の事業では、通信環境は仮設で整える予定である。具体的には、高速で、安定性のある通信環境がないと競技性が担保されないことから、高速処理が可能なゲーミングPC通信環境を整えていく。

水村委員

- 1 今回、予算が可決された場合、この二つの事業の今後のスケジュールについて、公募、実施の時期はいつになるのか。
- 2 トレーニングキャンプはどこで開催する予定なのか。

スポーツ振興課長

- 1 補正予算の議決後、早急に事業者の募集を開始したい。普及イベントについては本年度内に開催したいと考えており、事業者と効果的な場所を調整していく。
- 2 民間からの提案で進めていく。時期は、冬休み、春休み、連休中を想定している。

小川副委員長

先ほど岡村委員からの質問に対する答弁の中で、キャンプについては埼玉県内の高校生を優先したいとのことであったが、どれだけ公募条件の中で明らかにできるかは分からず、場合によってはトラブルになりかねない。今回は初めての実証実験なので、参加者を埼玉

県内に限るのはどうか。

スポーツ振興課長

公募の基準については、明確に決めていきたい。県内限定にするかについては、企業版ふるさと納税を活用しており、県外からの来訪者を喚起するという趣旨が事業に入ることが前提となるため、数名であっても県外からの参加者を呼び込みたい。そして、県の魅力を持ち帰ってもらいたいと考えている。募集方法については、しっかりと検討していく。

中屋敷委員

視察で京都府のサンガスタジアムを訪問したがeスポーツゾーンが整備されるなど環境が整っている。eスポーツへの取組については、埼玉県5か年計画にも定められているが、本県でも、今後、eスポーツ振興の拠点づくりに取り組んでいく考えはあるのか。

スポーツ振興課長

県内にも、ところざわサクラタウンをはじめ、eスポーツができる施設が点在している。まず、こうした民間事業者の取組を県が後押しし、機運の醸成を図っていく。拠点づくりについては、現在整備を進めているスポーツ科学拠点施設において、アリーナを活用したeスポーツイベントの実施に関する提案を民間事業者から受けている。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第7号）】

松澤委員

議請第7号について、不採択を求める立場から意見を述べる。本制度においては、免税事業者に対する取引排除、インボイス発行事業者になった際の税と事務の両面での負担増加などが危惧される。そこで事業者に対しては、既存の軽減措置にとどまらない、きめ細やかな支援が必要である。しかしながら、インボイス制度は、消費税の軽減税率制度の導入に伴い、消費税の仕入れ税額控除の方式として導入された制度であり、取引における正確な消費税率と消費税額を把握し適正な課税を行うため必要な制度である。以上のことから、インボイス制度自体の中止を求める本請願には賛成できない。

野本委員

議請第7号について、不採択を求める立場から意見を述べる。本請願は本年10月1日から始まったインボイス制度の中止を求める内容である。インボイスを発行できない免税事業者は、取引過程から排除される可能性があり、逆にインボイス発行事業者、つまり課税事業者になると、税負担と事務的なコストが大幅に増大するという板挟みの中で、事業継続が困難となり、廃業を選択せざるを得ないという事業者も少なくないこと、そして、中小事業者にとって負担が大きいことや、導入の目的としている消費税の適正課税に効果があるのか疑問であるなどの理由から、我が会派は、インボイス制度の導入に反対してきた。しかし、多くの事業者が大変御苦労されながら、インボイス制度に対応しつつある現在、既に導入されたインボイス制度を中止することは現実的ではない。現時点では、免税事業者がインボイス発行事業者として登録し、課税事業者になった際、3年間は売上げの2割を消費税額にするという緩和措置の恒久化を検討するなど、国や社会の動向を見守る

べきである。以上のことから、本請願には不採択を主張する。なお、我が会派は、本年6月定例会で、インボイス制度の導入が避けられないのであればという判断から、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の円滑な導入に向けた事業者支援の強化等を求める意見書」に賛成した。県でも、事業者の立場に寄り添った啓発に努めることや、経理DX化の支援拡充、また、免税事業者に対する不当な値下げや取引からの排除が生じないよう適正に対処していただくことを、関係各機関に対し強く求めて、不採択を主張する意見とする。

岡村委員

議請第7号について、不採択を求める立場から意見を述べる。今月よりインボイス制度が始まった。否定的、また、不明瞭といった意見がある中、経過措置も設けられ、影響を時間的に分散できるような配慮がなされていると考えている。また、周知についても、国税庁や日本商工会議所などを通じ、様々行ってきたと認識している。よって、無所属県民会議として、本請願は不採択とすべきと考える。

【所管事務に関する質問（入札契約制度におけるインフレへの対応について）】

永瀬委員

- 1 昨今、円安やエネルギー価格、物価高騰など、国の内外にわたる社会経済情勢が変化しており急激なインフレが生じている。こうした中、公共調達においては、契約の片務性の排除と不明確性の是正を図り、価格変動に応じた適正な契約が求められていると考える。このため、現在のようなインフレの中においても、入札時における予定価格を適正に設定する必要があるが、県はどのように対応しているのか。
- 2 県が委託業務発注の際の仕様書の労務単価の参考とするのは、保全業務を委託する際の参考単価として国土交通省において通知する建築保全業務労務単価、公共工事などに関する労務単価が公共工事設計労務単価であり、これらは毎年改定されている。建築保全業務労務単価の令和5年度分については、昨年12月9日に一度公表されたが、昨今の賃金動向を適切に反映するために見直され、令和5年2月14日に再度公表されている。これは、それだけ賃金動向が激変していることを表しているとも考えられるが、県は入札における労務単価をどの程度の頻度で改正しているのか。
- 3 契約の適正な履行を確保するためには、入札時の適正な予定価格の設定とともに、ダンピング対策も重要である。本年6月1日より、県が発注する建設工事に係る設計調査及び測量業務委託並びに土木施設維持管理業務委託を除く業務委託、いわゆるその他業務委託に係る入札について、埼玉県その他業務委託最低制限価格制度実施要領を試行し、ダンピング対策に取り組んでいると承知しているが、この実施要領の想定する契約対象件数と活用状況はどの程度あるのか。

入札課長

- 1 予定価格の設定に当たっては、最新の積算基準及び設計労務単価、資材単価等を用いて積算している。
- 2 設計労務単価の改正については、建設工事や建設工事に係る業務委託は、毎年2月に公表され、3月以降の起工分から適用している。建物管理業務委託は、毎年前年度の12月に公表され、当該年度予算の執行分から適用している。
- 3 対象件数は、令和4年度の発注件数で見ると639件だった。令和5年6月から新たに試行を開始したその他業務委託の最低制限価格は144件が対象となり、そのうち、最低制限価格を設定したものは74件だった。

永瀬委員

これまでの基準対策に従い、肅々と対応していることは分かったが、急激なインフレという状態は現在も続いている。労務費や原材料費、エネルギーコスト等の世界的な上昇や、日米金利差等による円安の影響などにより、今後更に上振れする懸念もある。既に契約してしまった案件については、どのように対応しているのか。

入札課長

契約後の対応については、建設工事では、契約約款にスライド制度を規定し、運用している。一方、業務委託については、現時点ではスライド制度の規定はないので、契約約款に定めのない事項については、受発注者協議の上で定めることとなっている。

永瀬委員

現在、県には公共工事以外の業務委託についてスライド制度の規定がない。しかし、県が直面している現在の急激なインフレの状況を鑑みれば、県においても何らかの新たな対策が必要である。複数年にわたる業務委託では、契約期間中の人件費の変動については、通常合理的な範囲内の価格の変動は、当初契約から予見可能なものであるとして、これによって請負金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。一方、通常の合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみに負担を負わせることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担すべきものであるとの考え方から、公共工事においては、昭和25年からスライド制度が導入されている。このスライド制度については、昨今、物価の高騰や最低賃金上昇など変動が大きいため、事業者の健全な経営や、契約の適正な履行確保の観点などから、大阪府や名古屋市、横浜市、札幌市など複数の地方自治体において、建物の清掃や警備、施設の運営管理など、労働集約型業務委託への導入が始まっている。県においても、今後、複数年にわたる労働集約型業務委託におけるスライド制度を導入すべきではないか。導入に際し想定される対象となる業種と大まかな件数はどうか。

入札課長

複数年にわたる契約で著しい価格変動が生じた場合、業務委託のスライド制度がないことは、適正な契約を行う上での課題として認識している。一部の自治体では先行的に導入している事例もあるため、今後、全国的に調査し、研究していく。対象業種は、例えば庁舎清掃・警備、土木施設維持管理などを想定している。仮に全てが対象となった場合、令和4年度ベースで639件となる。

永瀬委員

引き続き、公共調達における契約の適正な履行の確保や、事業者の健全な経営を図るため、庁舎等の管理部局、予算執行を統括する財政担当部局等の関係部局間と連携を図り、社会情勢の変化に応えるレジリエントでスマートな入札契約制度の執行をお願いしたい。
(意見)